

会

議

午前10時 0分開議

議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第11号市道の認定及び路線変更について、議第12号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について、議第13号 下田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第15号 下田市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第16号 下田市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議第17号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第18号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について、議第19号 下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第20号 下田市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第21号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議第22号 白浜地区防災センター条例の制定について、議第23号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議第24号 平成29年度下田市一般会計予算、議第25号 平成29年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第26号 平成29年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第27号 平成29年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第28号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第29号 平成29年度下田市介護保険特別会計予算、議第30号 平成29年度下田市後期高齢者医療特別会計予算、議第31号 平成29年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第32号 平成29年度下田市下水道事業特別会計予算、議第33号 平成29年度下田市水道事業会計予算、以上23件を一括議題とした

します。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、小泉孝敬君の報告を求めます。

6番 小泉孝敬君。

〔産業厚生常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） おはようございます。

産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第11号 市道の認定及び路線変更について。

2) 議第19号 下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第20号 下田市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

4) 議第21号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第24号 平成29年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

6) 議第26号 平成29年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。

7) 議第28号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計予算。

8) 議第29号 平成29年度下田市介護保険特別会計予算。

9) 議第30号 平成29年度下田市後期高齢者医療特別会計予算。

10) 議第31号 平成29年度下田市集落排水事業特別会計予算。

11) 議第32号 平成29年度下田市下水道事業特別会計予算。

12) 議第33号 平成29年度下田市水道事業会計予算。

2. 審査の経過。

3月10日、13日、14日、15日の4日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を

開催し、市当局より鈴木建設課長、永井市民保健課長、日吉税務課長、高野環境対策課長、長谷川産業振興課長、土屋観光交流課長、日吉上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案に係る現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

３．決定及びその理由。

１）議第11号 市道の認定及び路線変更について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

２）議第19号 下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

３）議第20号 下田市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

４）議第21号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

５）議第24号 平成29年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

６）議第26号 平成29年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

７）議第28号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第29号 平成29年度下田市介護保険特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第30号 平成29年度下田市後期高齢者医療特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第31号 平成29年度下田市集落排水事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第32号 平成29年度下田市下水道事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第33号 平成29年度下田市水道事業会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

ここで、委員長といたしますか、先ほど産業厚生委員会としまして平成29年度一般会計予算を可決したわけですけれども、その中で、産業振興課の中の3104番事業のオリーブのまちづくり事業1,200万につきまして、当局に対しまして、委員会の総意として少し意見を述べさせていただきます。

この事業は、皆さん御存じのとおり、まちづくりとして10年先を見据えた下田をオリーブのまちとする福井市政の新たな事業であり、大いに期待するところではありますが、それゆえに委員会としましても、1,200万という投資をするものですから、多くの意見、また不安、課題、それら多くが指摘されたわけです。よって、慎重に数日間かけて議論を重ね、特にその中で問題視とされた、以下4点につきまして、次4点を述べますけれども、その4点につきまして当局の前向きな答えが得られましたので、初年度は成果があることを見守ることとしました。

その4点と申しますのは、議論の中で特に問題になりました国の交付金事業としての件につきまして、どのような形になっているんだと。そうしますと、今年度は地方創生として申請に間に合わなかったと、来年度以降、30年以降、その事業自体として交付金が活用できるように前向きに取り組むと。

もう一点は、これは技術的に大変難しいところがありますものですから、オリーブ協会のみならず、JAさん等の連携も強化したらどうかということで、そのようなことも前向きに検討すると。

3点目としまして、この事業を立ち上げるに対し、下田市としてまちづくり全体としてのアピール方法等、その前の組織を挙げてアピールしていく必要があるのではないかとということに対しまして、前向きに努力すると。

4点目としまして、これは技術的な関係が多いかと思うんですが、地域おこし協力隊を主体として当初はやってもらうわけですが、初めての試みということで、地域おこし協力隊等にも研修等を強化したり、指導者としてさらなる技術の向上、その他全体の運営に努めてほしいと、そのように、それらの件につきまして前向きに努めるということで、委員会としては予算等を承認したわけです。

なお、委員会として今後は当局に対し、以上4点を含め留意し、しっかりと根を張って、事業として遂行することを要望します。

以上です。

議長（森 温繁君） ただいまの産業厚生委員長の報告に対し質疑を許します。

10番 土屋 忍君。

10番（土屋 忍君） 先ほど産業厚生委員会は大変、慎重審議を行って、総務文教委員会が終わってもまだやっていたというような異例な状況で、大変ご苦労さまでございましたということでございますけれども、そこで1点。今、補足説明的なものがございました3104事業のオリーブのまちづくり事業について、もう少し詳しく答弁をお願いしていただきたいということで、ちょっと1点質問をさせていただきます。

この事業を立ち上げるというのは、最終的にやはり下田というのはオリーブをしっかりと事業につなげていこうということで、また観光振興にもつなげ、また産業にもつなげていこうということで始めることだとは思いますが、私も家庭菜園にちょっと毛が生えた程度の農業を稲稈のほうでやっているわけですが、農業というのは、まず野菜づくりは土づくりというぐらいに、土壌をつくるというのがまず第一なんです。それで水はけがいいとか、またペーハーがどうなっているとかという、土壌に大変私も苦労したり、気にしたりしてやっております。さらに気候というのも、ものをつくるには大変大事で、雨がどうなっているとか、また霜がおりたらどうするんだとかということも、大変気にしながらやっております。

それから、何といっても近年では、一番大変なのが鳥獣被害対策なんです。イノシシ、シカ、それから最近では鳥が上から来て、それでものをみんな傷めていくというんですか、食べていくというようなこともあって、私も何がお金かかるかといったら、鳥獣被害の措置に大変お金がかかるということで、やはり農業です、オリーブですと言っても、そう甘いものじゃないよと私は思っているんですよ。

それから、聞くところによると、オリーブというのは5年ぐらいしないと物にならないというんですか、ということも何かちょっと伺ったんですけれども、やはりそれまでは、ひたすら人件費をかけるというわけなんですけれども、そういういろいろな種々の厳しいことをクリアして、産業に続けるだとか、観光振興に続けるということになるんじゃないですか。そのところを産業厚生委員会では、それでもやっ払いこうというような結論に達したんだと思うんですけれども、その辺をもう少し、先ほどの説明に加えて、結論に達したその審議内容をちょっと説明していただければ、私も理解できるんですけれども、お願いします。

〔産業厚生常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） 少し私の話も長くなるかもしれませんが、すみません。

委員会としまして、ちょっと繰り返しになりますけれども、新規事業であると。恐らく下田市民、私も含めてですけれども、オリーブに対しての知識がほとんどゼロに近いと。御存じのようにここ下田地区は、かんきつ類は大沢地区、大賀茂地区、非常に歴史もあって、JAさんなんかもバックアップがあって、非常に歴史が古いと。ただオリーブに関しては、オリーブ油を使うだけというふうな、それだけのことで、いろいろ委員会の中でも非常に、先ほども言いましたように不安と疑問と、この地区に合っているんだろうかというところから出発しまして、とにかくこの1,200万という新規の事業ですから、基本的には新規事業というのは、委員会としても初期投資は当然かかるんだというふうな前提で進めたわけなんですけれども、いいか悪いかという二者択一ではなくて、あらゆる方面から、いわゆる適切かどうかという、そこから入りまして、とにかく最初は現場を見に行こうという形で、当初は、今後移植するところといたしますか、大賀茂と吉佐美、須崎の花園もここでやるんだよという現地調査もしました。

あとは委員会として、今現に伊豆急さんが、もう何百本も移植が進んで3年たっているところを現地も視察して、伊豆急さんの説明も受けてきましたけれども、技術的な面では、皆さんそこで大きな質問になったのは、やはり忍議員が言われるように土壌の問題、それから

日照の問題、それから吉佐美に行ったときにも言われたんですけども、風の問題。オリーブの木自体が、根が中心には深く行くんですけども、周りは横にはうという、そういう樹木ということで、非常に今までのかんきつ類とちょっと違うところもある。風に対するもの。それから、あとは病気の問題と。

あと、先ほど言いました鳥獣対策です。これはどうかというふうな、現地を見たところ、フェンスがあって、シカよけはできていましたけれども、これは今後説明、いわゆる専門家が来て、予算の中にあるコンサル会社を入れて、その指導者ともいろいろなこれから話をしていくんでしょうけれども、鳥獣対策としては、そういうフェンスで、かなり広いところでお金がかかって、個別でも場所によっては対策を今後はやはりしていかなければならないと思うんです。

ただ、実自体はサルでも食べないと。最初は、非常にまずいものであると。そういうような、熟したものであればそれは大変おいしくなるんだろうけれども、当初の実がなったすぐのところは、いわゆる家畜でも余り食べないと、そのような形のものでありますから、その被害は、実自体の被害は直接はないだろうと。ただし、花木自体に対してはそういうシカ対策というのは、新芽を食べるということで、伊豆急さんなどでも、それは非常に心配していましたので、それは今後、いわゆる地域おこし協力隊を使って、いろいろな研修も含めて、そういうことをやってもらおうと、その対策も含めて。

一番の問題なのは、やはり先ほども言いました土壌の問題。これが一番最初に来るわけですけども、とにかく農園としてやっていくにはかなり広い土地が必要で、それは特に水はけが必要であると。吉佐美の現場を見に行ったところも、畝といいますかの横に深く用水を掘って、その中にパイプを入れ込んで、水はけをよくしていく。これが、いわゆる根腐れをしないようにというのが一番の。

委員会の中で、現場でもいろいろ見に行っていて、休耕田、田んぼの跡へ植えたらどうかと、移植。それは、直近まで田んぼをつくっていたところでは非常に難しいと。去年まで田んぼ。いわゆる真逆ですから、田んぼと土の質が。むしろ水はけが。ただ5年以上、恐らく数年放棄してあって、田んぼをつくっていないよと、もう雑草だけだよというようなところであれば、改良の方法、そういうことはほぼ心配ないだろうと。ただし、土を入れかえ、そういう作業は当然、全面的ではないですけども、その改良は必要だろうと。今回の予算の中にも、肥料と土のというふうな形で、いわゆる1,200万の中には、何十万かはそれは盛られている。

あと、最後のいかに観光と結びつけていくかということが最大のあれになると思いますけ

れども、御存じのように、近隣の桜にしても、その他の観光と、そういったものを結びつけるというのは、非常に時間がかかるという。

御存じのようにこのオリーブ自体が3年ものを移植するわけですがけれども、5年先に実がなるような形。ある程度形になってくるのは7年先と。ですから、苗はやはり3年ものぐらゐを移植して、だから期間としては7年前後かかるというふうな。その前に、今回の事業は、試験的なもの、須崎で花園にやるのと、農園をこつこういうような予算をもってやるのと、同時に組織的に観光と結びつけて、白浜ですとか、そういう観光客のところに目に見えてわかるような形で移植して、徐々に成功していく中で6次産業と、独立してそういったものが、生産性を上げて、それで、これは次の段階の非常に大変なあれになると思いますけれども、それで収入を得る。6次産業と、ですから地産地消な形で、このオリーブというのは油と実を利用するという、その2つが大きなあれになるんですけれども、その観光といかに結びつけるかということが非常に今後課題になってくるんでしょうけれども、そこで1つは、下田に行けばオリーブが、そういう、今まで河津に桜があると同じような、そういったもので誘客に結びつけるというふうな、全体の構想がだんだん見えてきたという。

最初は、我々委員会としても、ただオリーブという形で来ましたですから、予算の数字とオリーブという。各ところ、現地をやはり見ることによって、そういうものも見えてきましたので、特に委員会の中では、先ほども言いましたように疑問点4つが大きな疑問点だったんですけれども、最初のほとんどの前半は、事実的な、我々はオリーブに対して知識がほとんどなかったですから、先ほどの忍議員が言われた土壌の問題ですとか、病気の話ですとか、土地の問題、いわゆるどこへやったら一番いいんだという、そういう技術的な面から先に入ってきたものですから、その議論がもうほとんどだったんですけれども、次は、ではそれを広めるためにはどうしていくんだという次の段階になりまして、市担当だけでは非常に難しいのではないかという話もありまして、それで先ほども言いましたように、農業のプロである農協さんですとか、または農業委員会ですとか、いろいろな意見、あとは研究所、今回の視察でも研究所にも行ってお話を聞こうとしたんですけれども、日程が合わなくてそれはちょっと聞けなかったんですけれども、そういった、どうやってそういったものを広げていくか。それには、市単独ではこれはなかなか非常にまち全体に広げていくのは難しいだろう。そういうために、農協さんのあれとのですとか、農協さんだとか、そういうところの提携、協力が必要だろうと。

もう一つは、この予算の中にあります、いずれにしても素人といいますが、今、ネットで

もいろいろ調べられるんですけども、これはペーパー上の知識だけになりますから、実際はやはり生き物ですから、どうやったものかというものは、いわゆる技術的にもいろいろな知識を入れなくてはならない。そういう面で、それをするにはどうしたらいいんだという、そういう議論になりまして、地域協力隊もそうだし、そういったのをもっと技術的にも養成して指導者としても活躍してもらおうという。のみならず、あとの製品をどうやって販売したり、観光と結びつけるかという、そういうのもやはりセミナーをしなくてはならない。

昨日、おとといでしたか、新聞の中に、伊東がオイルを、講師を招いて奥様方に、こうやってこういう商品がありますよということでアピールした。そういうことも含めて、どうやってオリーブ自体をやっていくんだという議論がある。

4番目に委員会としては、単独事業ですよ、今。そういうあれで、これを、ではずっと続けるのかというふうな形、予算的に。それではなかなか。そのためにも、先ほども言いましたように事業全体としては、補助を組むというふうな流れでしていただくというのが現実。
議長（森 温繁君） 10番。

10番（土屋 忍君） 大変詳しい、現地も見られたということで詳しい説明、私自身もオリーブのことなんて何も知らないわけですけども、大変詳しい説明を伺いまして、やはり先ほど委員長が言われたように、これを産業だとか観光だとか、下田にはオリーブがあるというようなものにつなげていかなければ、これは初期投資する1,200万円も何の役にも立たなくなるわけで、これからしっかりと、そういういろいろな、一番悪いのは、何もやらないでというのが一番悪いわけなもので、やはり何かひとつものを起こすには、いろいろ問題はあるのかもしれないですけども、しっかりこれから続けてもらおうと、最後までもう頑張ると、産業振興課長が命をかけるというぐらいにしっかりとやってもらおう、継続して物にしていくということが大事だと思いますので、それを期待するということで質問を終わります。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

13番 沢登君。

13番（沢登英信君） 4点の意見書をいただきましたけれども、口答で、ぜひ後ほど文章にしていきたいと思います。

といいますのは、この4点がクリアすればこの事業は大成功する、こういう判断をされたのかどうなのか、まず1点お尋ねをしたいと思います。

そして第1点目は、1,200万の税金を使う、これについては、国・県、あるいは地方創生

事業の補助金を受けるべきだと、受けるべきであるなら、なぜ今年度からか。今年度は受けられていないではないですか。来年受けようという、それが実現するかどうか分からない、ただ受けようというだけのことではないですか。そういう状態で、これを可とする結論を出した腰の弱さはどこにあるのか。

第2点目、適地があるのか。火山灰地と言われているこのオリーブの適地が、下田にどこにあるんですか。土壌改良しなければ植えるところもないというような、このような現状の中で、何でオリーブをやらなければならないんだ。しかも、今年は補正予算で、爪木でテストをしているでしょう。30本植えて。これがどうなるかも見ないで、1,200万ものお金をつぎ込んで、さらに税金をつぎ込もうなんて、おかしいじゃないですか。こんな結論を出すこと自身が。

2点目、オリーブは成育して一定の商品になるのに何年かかるとおっしゃいましたか。最低7年必要だと。まちづくり応援隊は何年ですか。3年単位じゃないですか。3年単位のこのような人たちに、7年も10年もかかる、このオリーブを担当させて、どうして成功できるという理由づけができるんですか。少なくとも10年、20年、その仕事に携わることができるような体制をつくらなくて、この事業が成功するなんていうのはあり得ない、失敗が目に見えている、そう言えるんじゃないでしょうか。

既に伊豆急さんや東急が何年かかけておやりになっている。これをどのように評価し、どのような利益や観光業につなげている実績があるのか。その視察の結果を明らかにしていただきたい。

この体制の点について言えば、下田市は敷根公園や公園、あるいは都市公園、爪木崎、あるいは水仙園、駅前の広場もそうですけれども、こういう施設を持っているわけですから、そういう花木や等々にかかわる職員というのはいるわけです。そして、その多くは振興公社が担ってきた、こういう体制の時期があるわけですから、どういう体制をつくったらいいかもきっちり検討をして、このまちづくり応援隊に任せればいいんだと、こんな安易な結論を私は出すべきではない。何でそんな安易な結論を出す結果になったのか、審議の内容を明らかにしていただきたい。

それから、オリーブはつくって、ただ見てもらえばいいというものではない。産物としてオリーブ油、あるいはオリーブの豆と言ったらいいんでしょうか、その実を販売するんだと、そういうことになれば、その販売ルートはどのように開発していくのか。役所が商売するなんていうことは今までやったことありますか。ないんじゃないですか。新しいそういう販売

のルート有谁に担っていただいて、どういうぐあいに進めていくのか。こういうことは検討されていない中で、この予算はやむを得ないものだと、こんな結論を出すなんていうのは、全くおかしい結論だと私は思うわけでありませぬ。

これは、執行停止をするか否決すべき内容である、こういうぐあいに思うわけですが、私のこのような疑問を皆さんも持たれたから、何日もの議論を重ねてきたんだらうと思うんです。その結論の出し方がねじ曲がっている、おかしいと、こう思うわけですね。どうしてそんな結論になったのか、再度お尋ねしたい。

議長（森 温繁君） 委員長。

〔産業厚生常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） 先ほどの4点というのは、多くの議論の中で、これを中心に当局も努力すべしと、これができたからといって、これが全て成功、そのようなものでないということは委員会としては、数多くある、それでは物事を委員会として、十あるものが全部十解決できれば、このオリーブ自体が100%成功するかと、いわゆるどこに100%を基準に置くかによって、それは人によって、これは委員長個人の意見ですけれども、それは違ふと思ひますけれども、とにかくこの4点をもってして全部を判断したわけではありませぬ。

それから、地方創生に関しては、本年度この申請が、私は当局ではありませぬから直接申請しているわけではない、当局のほうで申請にいろいろ書類の関係で、いわゆるそれをクリアするのに時間がかかったということで間に合ひなかつた。そういうあれで、30年度以降はぜひそういうものも事業全体としてやるべきだということで、こちらはその4点の中に入れた。

オリーブの実に関しては、これは平均して7年と。木によっては5年で実になるものもあれば、それは生き物ですから、多少のずれはあると思ひんです。平均して7年ということで、これをもって、委員会としても生計を立てるのにはどうしていかと。単なる木を見て楽しむだけのもの、これは桜と違ひますから、そうではなくて、そもそもこれを6次産業化として結びつけられないものかと、いわゆる農業と観光と一緒にの形で、そういったものも含まれて議論をして、賛成したわけですがけれども、この実のルートに関しても、これは今、まだ予算は通っていませんから、これを通つたとしても、7年先、8年先のルートは今、商品としては、ここへ売ってここへ売る、それを考える余裕は時間的には随分ありますから、今そういった面ではルートを、委員会としてはそれは求めませぬでした。販売ルートというのはこ

れからむしろ、そういうものが成就してから販売ルート自体は、それこそいろいろな形で有利なところ、それは競争社会ですから、今後煮詰めるという形になると、私は当局ではありませんから、そういう形はいろいろな形の方法論はあると思います。

議長（森 温繁君） 13番。

13番（沢登英信君） 意見が、私の指摘がご理解ができないようなご答弁で残念であります。この議会で議論するだけではなくて、この議論を、農業をやっている方や下田市民が聞いたときに、どのように議員として評価されるか、意見を言われるか、こういう思いでご答弁や審議をしていただきたい。ここだけの考えではない。

この事業は、市がテストケースでやって、農業者をつくり出していこう、あるいは観光業者の人に手を貸していただこうと、こういう事業として恐らく展開、1つのテストケースとして展開をしよう、こういうことだろうと思うんです。それが、農業団体や具体的な農業者と今なお相談がされていないで予算だけが出されている。もう失敗することが、この時点で目に見えているような状態ではないでしょうか。

失敗するようなものが目に見えている状態であれば、もう少し吟味して、成功の余地を40%を50%にする、あるいは60%にするような案を練り上げて出してください。こういうぐあいに言うのが議員の務めだと私は思うわけですが、残念ながら見解の相違ということのようでございますので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

メディカルセンターの課題でございます。

新年度で、病後児保育というような新しい事業を展開される、大変そういう意味では喜ばしいことではありますが、その一方で、お医者さんが整形外科医等も少なく、全て予約制で、病院に外来で行ってもなかなか見ていただけない、こういう下田市民が、状態があると思うわけでありまして。これらの改善について、どのような議論がなされたのか。

また、この経営がなかなか困難な状態にあるではないのかと、こういうことも病院組合の議員の皆さんからの経過もあるかと思うわけでありまして。これらはどのように議論がされ、その改善に向けての提案がなされたのか、議論があったのかないのか含めて、お尋ねをしたいと思うわけでありまして。

そして、このオリーブと有害獣の対策の関係はどうなっているのかと。そして、有害獣はもう農業やっている人たちが大変な事態になって、気持ちがなえて、耕作を放棄しようか、こういう状況にも立ち至っているのではないかと思うわけでありまして、今年度予算、3353事業において、このような事態がどのように解決される筋道が立てられているのか、こうい

う議論がなされたのかどうなのか、お尋ねをしたいと思うわけでありませう。

そして、関連しまして、3360事業、美しい里山づくり事業も、これらの有害獣対策とは大きな意味では関連をしていくのではないかと思うわけでありませう。これらの事業展開がどのような形で関連づけられ、進められていくということについての議論がなされたのか、お尋ねをしたいと思ひます。

なお、この住宅リフォームの振興助成金が昨年度たしか500万、当初予算かと思ひますが、補正で必要であれば増やしていくよと、こういうことであるのかもしれませうけれども、下田におきませう職人の皆さんの、また地震対策としても、この住宅リフォーム制度は、介護の面からませう大変重要な施策だろと思ひます。これがより一層使いやすく利用できるよな仕組みが、私は必要であろと思ひますが、これらも含めて、どんな議論や指摘がなされたのか、あわせてお尋ねをしたいと思ひます。

議長（森 温繁君） 委員長。

〔産業厚生常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） 病院、メディカルに関しましては、当委員会では直接的議論はありませうでした。これは院長に伺ってください。

次に、有害獣ですけれども、これは毎年各地区かなり、先ほど忍議員のオリーブの件についてもあつたよな、これは非常に大変な問題でございませう。

これは、直接は産業課で担当しているんですけども、もう一つ関連で言ひますと、建設課にも、いわゆる市道の面でも今、各地区歩いてみますと、イノシシやシカが道路を壊している。この対策も考えなくてはということ、農作物だけではなくて、そういった被害のほうむしろ最近は多いのではないかという、そういった委員会の中にも意見が出まして、毎年何とか予算を増やして、今回も臨時雇ひの方をお願いして、イノシシ、またはサル等の対策をしているんですけども、どこかで大きな形で対策をとっていかないと、毎年毎年増えているんですけども、何とかいつかは大きな対策を市単独ではなくて、大きな組織でやはり対策しなくてはという意見が一部では出されまして。そこまでです。それについての新たな委員会としての対策とか、そういう意見までは行っておりませう。

里山の件は直接、どういふものかという内容の説明を当局より求めたということでございます。里山自体は、これは当局の説明、もとの始まりは縦貫道に関連し、稲梓地区を里山ということ、これは根本には27年から始まっていると思ひますけれども、いわゆる周りを特徴ある、来ていただく方にも今のこういった山の状態を見るよりも、ほかの面で利用で

きないかということが始まりだというふうに聞いているんですけども、今回の予算、500万予算が出ているんですが、これの母体は、今、稲梓にも何団体か里山に協力しているボランティアの団体があります。里山の会ですとか、茅原の地区では独自で国道から見える範囲をきれいにしようとか、そういったいろいろな団体があるわけですけども、少人数であったり、ちょっと大きかったり、これはボランティア団体が中心ですけども。その団体等の協力を得て、今の稲梓小学校の裏にも桜を植えてというような団体があるんですけども、里山の会。そういったところで少し山を整備、ボランティアで、そのために機械を買ったり、そういう準備が必要だったということで、今回の予算にはなっているはずですよ。

その内容の説明を受けただけで、こうしなさい、ああしなさいというところまでは委員会としては意見は、そういうのはありませんでした。

もう一つが住宅リフォーム、これはリフォームの件というよりも、建設課の空き家対策のほうを中心の話になりまして、そちらのほうで、特に住宅に関しては、それについてはありませんでした。

議長（森 温繁君） 13番 沢登君。

13番（沢登英信君） 今、委員長のほうから空き家対策の話が出ましたので、それがどのように議論されたのかお尋ねをしたい。

それから、予算書189ページの3700事業、水産振興事業でございますが、市長は、この定置網の復活等を含めて、沿岸漁業と言ったらいいんでしょうか、浅海漁業と言うんでしょうか、それらの事業展開をしていきたい、こういう発言があったかと思うんですが、それらが予算上は数字がちょっと私の見たところ、どこにも載っていないというような気がするんですけども、その研究とか等々含めて、どういうところで予算措置されて、それが推進できるような保証というんでしょうか、手はずが整えられているのか、整えられていないのか、その点についての議論があったのかないのか、お尋ねをしたい。

それから、下田にとっては宝の漁船団というんでしょうか、船団が来ていただくということが大きな経済的にもプラスになるということで、20万の補助金を漁協を通じて船団の方々に提供している、こういうことでありますが、去年も同じ程度の補助金で、実質的には何ら変わらない対策だと、もう少しこら辺はきちりと下田らしい予算の使い方というんでしょうか、あってしかるべきではないかということを一一般質問等で述べさせていただいているわけですが、これらがどのように議論がされたのかされなかったのか、お尋ねをしたいと思います。

さらに大きなポイントとして、観光まちづくりの推進をしていくんだということが予算上大きなテーマの1つかと思うんですが、これらの課題はどこがポイントで、どのような議論がなされたのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

議長（森 温繁君） 委員長。

〔産業厚生常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） 海に関しては、今回大きな議論のほうは特にはございませんでした。

それと空き家ですけれども、これは今、庁内建設課とのあれになりますけれども、大きな流れとして2つ、海岸線、その他の町内を見てもかなり空き家があるわけですが、当面国・県等の指導のもとにやらなくてはならないのは、危険なものの空き家対策というふうな形のこれをどうするかという問題と、現に住めるんだけれども、その空き家をどうする、どのような活用にしていくかという活用方法と、そういったものをどうするかという流れが2つありまして、今、それを調査する段階でございます。いずれはいろいろな形で結論は出ると思いますが、調査をしている段階。

あと、観光まちづくりの面といいますか、この予算の中で、ですから先ほども言いましたようにオリーブが1つの大きな予算化になっているので、農業と観光を結びつけた上での観光振興と。あとは美しい伊豆創造センターとも関連して、いわゆる世界一の海づくり体制を中心に、当面は観光課としては、サーフィンですとか、あとは海の自然体験を通じて誘客を増やす。そのようなことを前面に当面は売り出していくという。体験でもまだまだ、委員会の中でも、もっと慎重にいろいろな形を探っていけば、観光資源はたくさんあるのではないかという意見も出まして、むしろ今あるものの中からいろいろなものを探す、もっと研究して探すべきだというような、そういった意見を出したところで、委員会としては終わっております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

1番 進士君。

1番（進士為雄君） 再三、今、お二方からオリーブのまちづくりという話が出ましたけれども、これに関して、またちょっと質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、いずれ一般質問でも6月には議論をしたいと思っておりますけれども、今回は委員会の報告ということですから、その中で、こういう推進計画というものが出回っているわけですが、この

中で、概算費用ということで1,200万の概算費用があるわけですがけれども、これは見積り的な、どちらから出されたかちょっと分かりません内容ですがけれども、この内容を見ますと、相手方の見積りということで出ているわけですがけれども、例えばコンサルタント契約ということで20万掛ける12カ月、240万に消費税という形のもので載っているわけですがけれども、12カ月というともう4月から契約するという話になりますよね。なりますので、そういうことからすると、ちょっとこの見積りが1,200万、こういうものの全てがここから来ているわけですがけれども、基本的には担当というか、当局のほうがオリーブの里づくりは、私もかなり興味を持って、これからも新しい産業としてつくるべき中の1つの候補というふうには思っていますけれども、かなり拙速な内容かなというふうに思います。

それで、例えば当面、この3年の中でどういう計画を持っているのか。オリーブの里。そういうものの議論とか、例えば担当課としてどういう仕様のもとに委託費を考えているとか、そういう議論はあったのか、なかったのか。ないのなら、ないで結構ですから、自分はこの辺のところ非常に疑問に思っていますので、皆さんの委員の中でなかったなら、なかったで結構なんですけれども、その辺のところをお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（森 温繁君） 委員長。

〔産業厚生常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） いわゆる委員会の中でも、この中身については、最初にコンサルタントの話が、我々は初年度としては、いろいろな予算をやむを得ず認めたわけですがけれども、委員の中でこれがずっと永遠に続くのかという意見も出されて、いや、それは大変なことに、そうならないためにも早くプロを育てるべきではないかという。これはいわゆるコンサルタントの中にいろいろなプロ、本場の、イギリスですとかいろいろ海外の、そういったものを含めてのあれですがけれども、下田市内でそういう技術者を早く育てて、それにかかわるというようなことも考えて、そういった予算的にも削るところは削って、そのためにも、先ほど4項目で言われた地域協力隊の方を早く指導者に育て上げるという、そういう指針もあって、そうしなくてはいけないんじゃないかというような意見で、先ほどの1つも出させてもらいました。そういう意見が出たものですから。

議長（森 温繁君） 1番 進士君。

1番（進士為雄君） この1,200万の見積りをそのまま予算にするということは、非常にちょっと疑問を持つんですけれども、執行の流れとして、恐らくこの委託費というものを早々に執行しながら考えていくことだと思いますけれども、これはちょっと委員長との議論

になるかどうかは別にしてですけれども、やはりこの12カ月という、その前には、産業課がそれなりの考え方を持っていないと、要するに委託側にいいようにお金が使われると、そのような議論です。多分そういうような、例えばこれは協会がそうすることはないんでしょうけれども、協会の取り巻きの人たちが例えば委託をするような形になるのかどうかはわかりませんが、当局がしっかりしていないと、要するに余り成果のない委託費になる可能性もあるだろうというふうに私は思っているんです。

そういう面では、そういう不安の意見が委員会の中にあっただとかないとか、そういう中で、さらに執行については、いろいろな段取りがあると思うんですよ、これは。中には試験農園というものもありますし、PRというものもありますし、セミナーとかいろいろな、要するに豊富なメニューがある中で、1年間の中に、先ほどもちょっと言いましたけれども、先ほど1,200万が3年、4年続くと、そういう議論があったようには今お答えがありましたけれども、1年間のスケジュールの中で、このいろいろなメニューをどのようなスケジュールでやっていくのかというような興味、議論、そういうものがあつたのか、あつたのであれば、その辺の言葉をお聞かせ願いたいなというふうに思います。

議長（森 温繁君） 委員長。

〔産業厚生常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） 確かに私が前段で言った多くの意見、多くの不安という、そういう、今、為雄議員の言われたそれも含めて、コンサルタント、それを初年度だからこそ、我々はゼロからですから、我々委員会自体の委員も最初の知識はないわけで、講習とかそういったのを正式に受けたわけではないわけですから、ほとんど知らない。そういうためにも、とりあえず入り口としては、そういうコンサルタントは必要ではないかと。その中で試験農場というものが有りますから、それを指導するのにも、やってそのままというわけにはいかないでしょうし、初年度でそういったものの指導には指導料がいろいろな形で、先ほども言いました広める意味のほうにも含めて、全部そういうものが必要であろうということで、そういうものは一部ありました。

スケジュールについては、当面は大きなスケジュールだけで、資料をちょっと後で当局からの質問要旨もありますけれども、当面はこれを変更する可能性もありますけれども、スケジュールをちょっと後で、よろしいですか。

議長（森 温繁君） 1番 進士君。

1番（進士為雄君） 今、私、これを見ましたので、全部見ていないので申しわけなかった

です。スケジュールここに書いてありました。大変失礼しました。

最後に、もう4月になるわけですから、これはちょっと委員長のほうにお話しする話ではないかと思えますけれども、委員長のほうからその辺のお話がなかったので、私、議員としてちょっと当局のほうにお願いしたいんですけれども、ちょっとこの見積もりからすると、かなり、私個人的にはずさんだというふうには思いますし、執行に当たっては十分注意を払って、オリーブのまちづくり推進事業が成功するためには、担当課にそれなりの知識を持った上で、協会とかそういう皆さんとのお話ができないんだと思うんです。ですから、担当課がしっかりとした知識を持って、そういう委託先と十分な協議ができる能力を持って発注することを望みます。

スケジュールについても、これは要するに担当課がきちんと判断してやったものであれば結構ですけれども、仮にこれを見ますと、どうも私はちょっとその辺に疑問を持っていますので、その辺のところを含めて、執行に対しては十分に注意を払って成功のほうに導くためにはそれが必要だと思えますので、ぜひともその辺のところをお願いしまして、質問としたいと思えます。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。席にお戻りください。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、総務文教委員長、土屋 忍君の報告を求めます。

10番 土屋 忍君。

〔総務文教常任委員長 土屋 忍君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋 忍君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

- 1) 議第12号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について。
- 2) 議第13号 下田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。
- 3) 議第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- 4) 議第15号 下田市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- 5) 議第16号 下田市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。
- 6) 議第17号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- 7) 議第18号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について。
- 8) 議第22号 白浜地区防災センター条例の制定について。
- 9) 議第23号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について。
- 10) 議第24号 平成29年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。
- 11) 議第25号 平成29年度下田市稲梓財産区特別会計予算。
- 12) 議第27号 平成29年度下田市公共用地取得特別会計予算。
- 13) 議第28号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計予算（人件費）。
- 14) 議第29号 平成29年度下田市介護保険特別会計予算（人件費）。
- 15) 議第30号 平成29年度下田市後期高齢者医療特別会計予算（人件費）。
- 16) 議第32号 平成29年度下田市下水道事業特別会計予算（人件費）。
- 17) 議第33号 平成29年度下田市水道事業会計予算（人件費）。

2. 審査の経過。

3月10日、13日、14日、15日の4日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より井上企画財政課長、稲葉総務課長、日吉税務課長、黒田地域防災課長、楠山福祉事務所長、峯岸学校教育課長、河井生涯学習課長、土屋監査委員事務局長、土屋会計管理者兼出納室長、須田議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3 . 決定及びその理由。

1) 議第12号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第13号 下田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第15号 下田市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第16号 下田市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第17号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第18号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第22号 白浜地区防災センター条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第23号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第24号 平成29年度下田市一般会計予算(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第25号 平成29年度下田市稲梓財産区特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第27号 平成29年度下田市公共用地取得特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

13) 議第28号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

14) 議第29号 平成29年度下田市介護保険特別会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

15) 議第30号 平成29年度下田市後期高齢者医療特別会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

16) 議第32号 平成29年度下田市下水道事業特別会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

17) 議第33号 平成29年度下田市水道事業会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

議長(森 温繁君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を許します。

11番 増田君。

11番(増田 清君) それではお聞きします。

一般会計予算の中の0225、新庁舎建設推進事業2,340万、予算があります。これは前回のときは約2,800万、それで今回はまた2,300万、約5,000万、総合的に合計するとそのぐらいかかってしまうんですけども、この中でやはり委託料の中の新庁舎建設基本計画のこれについては、ある程度つくっていかないと説明もできない、どういうものができるかわからないわけですけども、この建設調査業務委託1,200万あるわけですけども、これらについてはやはりこれから庁舎移転の位置変更の議案が上程されてくると思いますけれども、これについて、上程されてから、可決してからできる事業もあるんじゃないかと思えますけれども、これらについてどういうふうな議案審議があったのか、お尋ねします。

議長（森 温繁君） 委員長。

〔総務文教常任委員長 土屋 忍君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋 忍君） 0225事業については、基本計画の策定業務に1,000万、それから、今言われたように新庁舎等建設調査業務委託に1,220万というふうに2つの項目に分けられているわけですけども、この後のほうの1,220万については、内容的には何点がございまして、1つとして、測量、また境界画定業務というのがございまして、これが大体おおよそ190万円ぐらいという話がございました。

それから、2点目に地形測量平面図作成業務として、この150万円ぐらいと。それから、地質ボーリング調査業務500万円というような内容がありました。これについて、うちの委員会でも議論がありまして、そこで当局のほうからは、稲生沢中学校、これは昭和55年、中学校校舎建設のときに5カ所ボーリングをやったと。それから、稲生沢の体育館、これは昭和60年ですけども、このときに4カ所のボーリングをやっているわけですけども、この資料を基本計画作成に活用して、それで大丈夫ということになれば、ボーリング調査というのは、位置の決定後に本工事というんですか、そういうときに行うということで、この500万円についてはまだ決定というのですか、活用できれば活用したいというようなお話でございまして、あともう一個、4点目に、土地不動産鑑定業務、これが大体350万円ぐらいを予定していると。そういうような、この1,220万円については、ともかくこの庁舎を建設するに当たって、説明をしていく前段階のいろいろな調査なり、そういうものにしっかりとこれを使っていくというような説明でございました。

また、委員会の中でも、委員の中から、進捗状況をもとに議員に説明をしてもらうというのが本来ではないかと、前回の轍を踏まないと、そういうことも委員の中からありました。

もう一つは、やはり市民にしっかりと説明を十分やっていくことが大事であるというよう

な意見というんですか、そういう要望というのでも出されて、今回の予算については、そのボーリングについては、活用できるところはしっかり活用していくという話があったということで、我が委員会では、多くの方が了解をしたという審査内容でございました。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 11番。

11番（増田 清君） それから、今議会の一般質問に市長は、なるべく早く調査移転について議案を上程したいよと、5月、6月でもしたいよという話があったわけですけども、それらについて委員会としてはどんな審議をなされたのか、また当局の説明はどうだったのかお聞きします。

議長（森 温繁君） 委員長。

〔総務文教常任委員長 土屋 忍君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋 忍君） 1年二、三カ月前のあの当時のことを皆さんは思い出したと思うんですけども、やはり今回出された資料が、前回のいわゆる敷根民有地と言われているところは3,400平米だったと。それから、今回は4,600平米を一応取得予定にしているということで、およそ1,200平米ぐらい広がっているということと、前回と違って平らな平地であるということで、そういう中から、1つは、過去のところはRCが必須条件であったけれども、今回平地であるということで、金額的にも、RCでなくてもS構造でも対応ができるんじゃないかということで、経済性をひとつ考えても安くできるという方法もあるというような話の中でございまして。

ところが、我々も現地視察させてもらったんですけども、あの位置に、やはりどういうものができるのか、では今度は、過去には駐車場は屋上にしなければならないという面があって、RCでなければ絶対だめだということだったんですけども、今回はSでできる、駐車場もしっかりと平面のところ、1,200平米広いわけですから、できるということを考えても、やはりそういう条例を出してくるには、やはりこの予算を使って、ただ位置だけ賛成か反対かというよりは、過去の例の歴史を考えると、やはりここにこういうものができるんだと、駐車場もしっかりとこういうものができるんですよというものを議員に提案しなければ、なかなか我々もおいそれと、いいじゃん、場所はと言うわけにはいかないと、委員の中からそういう意見もございまして。

やはり条例を出すまでには、こういう今の予算を使って、しっかりとそういうものを我々に提示すべきだと、そうすると、こうやって数えていくと、5月臨時だ、やれ6月というの

は相当厳しいんじゃないかというような話がございまして、市長もその辺、加味してもらいたいというようなことで、委員会のそういうような話でございました。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。席にお戻りください。

以上で、委員長報告と質疑は終わりました。

これより、各議案について討論、採決を行います。

まず、議第11号 市道の認定及び路線変更についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第11号 市道の認定及び路線変更については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第12号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第12号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定については、

委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第13号 下田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第13号 下田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第15号 下田市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第15号 下田市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第16号 下田市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第16号 下田市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第17号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第17号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第18号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第18号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第19号 下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第19号 下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第20号 下田市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基

準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第20号 下田市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第21号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第21号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第22号 白浜地区防災センター条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第22号 白浜地区防災センター条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第23号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第23号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第24号 平成29年度下田市一般会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 議第24号 下田市29年度予算について、反対の立場からの討論をさせていただきます。

福井市長が昨年7月5日に就任して以来、平成28年度事業として、中学生以下の医療費の無料化、あるいは放課後児童クラブの整備、家具固定器具等の購入の助成、あるいは春日山遊歩道の整備、地域おこしなど、さらに企業誘致の固定資産税の減免、トライアスロン大会の誘致、2020年のオリンピックのサーフィンの誘致等、大変精力的に奮闘してまいったと、残念ながらサーフィンについては千葉のほうで決定が決まったということではありますが、今

後はホストタウン、あるいはサーフィンの練習場、前キャンプ地として働きかけていくと、こうすることで頑張ってもらえておりますので、平成29年度予算には大変期待を寄せてまいったところでありま。

平成29年度の施政方針を読ませていただきますと、観光業の振興を主体とした経済活性化、人口減、あるいは防災対策、この3本の柱を縦割りの事業とせず、相互が補完し、庁内において横断的な事業展開を図り、市民や事業者の協力を得て、初めて効果が発揮できるものと認識していると表明をされているわけでありま。まさに市民参加のまちづくりをしていく、こう表明をしたわけでありま。

そういう観点で、防災対策としての春日山遊歩道整備事業、事業費2,500万円、歩道橋3,000万円、これらは28年度に観光施設の整備として遊歩道の事業も展開を寄せてまいっているわけでありま。

歩道橋のこの3,000万円は、県からの防災関係の補助金が1,500万、2分の1ついているということでございませが、渡らずの橋を化粧し直して、化粧し直ただけで渡らずの橋が渡る橋になるのか、こう思うわけです。現在、この橋ができて何十年もの間放置されてきた、放置されないような仕組みやイベント、取り組みを計画してまいらなければ、また再び同じ渡らずの橋になる。避難地としての城山公園に行き来する、こういう意味では意味があるかと思ひませが、市長が施政方針で言った市民ぐるみ、そして縦横の縦割り行政ではないまちづくりをしていくんだと、こういう観点からはまことに不十分な体制である。検討をし直すべき課題の一つではないかと、議論をさらに深めていく必要があるかと思うわけでありま。

また、新庁舎建設と中学校再編が、重要な課題と位置づけているわけでありま。

新庁舎建設事業については、新庁舎等建設位置庁内検討委員会で検討し、稲生沢中学校北側の隣接地を候補地として選定をしたと言っているわけでありま。まさにこの進め方は、前市長がやった進め手法とどこが変わっているのか。何ら変わっていないではないかと思うわけでありま。そして、3月22日、市民文化会館で市民に説明をする、7月にもう一度やるんだと、そして9月議会に位置の条例を提案したいと、まさに前のめりの姿勢であると、こう言わざるを得ないと思うわけでありま。大川議員の提案を前のめりと言ひませたけれども、市長こそ前のめりではないかと、もう少し時間と慎重な態度をとるべきではないかと思うわけでありま。

緊急防災・減災の対策債の適用を受けるために早めるんだというのであれば、市債を受け

るために早めるというのであれば、これはやはり本末転倒、前市長の見誤った形態と何ら変わらない、こういうことになってしまうという心配をせざるを得ないわけであります。

新庁舎建設調査業務委託、測量や境界の画定、地形平面図の作成、あるいはボーリング、土地の鑑定を行うんだと、1,220万円の予算が、そして新庁舎等の基本計画策定業務委託1,000万、計画上跡地の利用や図書館の建設など、まちづくりの一環としての計画づくりを、やはり実施はそれぞれ違うにしても、同時に進めるべき課題ではないかと思うわけでありませんが、そのような観点は残念ながら、今の前のめりの市長の姿勢の中には一端も見られない、こう言わざるを得ないと思うわけであります。

そして、稲生沢中学校の建設時、昭和55年、あるいは屋内体育館の建設、60年、ボーリング調査もされているわけであります。概略、12メートルから、河川の側に向かっては27メートル深さを掘っていかないと岩盤に突き当たらないと、こういう数字が調査結果として既に出ているわけであります。

そして、1854年の嘉永7年11月4日、安政の大津波と言われる、この下田市を襲いました津波は、下田町875軒のうち841軒が流出した。そして、岡方村46軒、柿崎村75軒、この下田港の沿岸に多くの被害をもたらしております。しかし、この河内地区は恐らく、ため池や稲作の田んぼであったと、こういうことから被害の記録は残っていないというのが現状ではないかと思うわけであります。

下田市のこの旧本館が建設されましたのは昭和32年3月31日、1957年であります。この完成以後、翌年の昭和33年9月22日には、狩野川台風、伊豆半島に上陸、大被害を与えております。その10月7日には、稲生沢川、青野川がはんらんする。34年9月26日には伊勢湾台風が、そして35年6月21日には奥伊豆豪雨、南中小・中学校が休校になる。1963年、昭和38年5月16日には集中豪雨により平滑川、敷根川のはんらんが起こる。1962年には三宅島の噴火があったと。そして、50年代に入りますと、昭和49年5月9日、伊豆半島沖地震、中木でマグニチュード6.9、死者26人。50年10月7日、南伊豆地方の豪雨、稲生沢川がはんらんし、家屋全壊98件、半壊が118件にも及ぶ。そして、51年7月には同様に南伊豆地方集中豪雨、東伊豆道路、伊豆急が不通だと、観光客6,000人が船で脱出をする。1986年、昭和61年11月15日には大島・三原山の大噴火、全島が避難をする。1990年、平成3年9月10日には落合地区の集中豪雨、4人が死亡をする。こういう水害や地震災害が、千年に一度どころか年々続いていると、こう言ってもいいのではないかと思います。集中豪雨や大変な水害が30年には一度起こっていると。

そして、市長が選定いたしましたこの場所は、平成24年度の庁舎の敷根公園案、あるいは27年度の敷根民有地案、ボーリングや地形の調査など基本計画も済ませ、指定がされてまいった経過を踏んでいるわけであります。

この河内案が同様な形にならないようにしなければならないと私は思うわけであります。この河内は、河の内というぐあいに書いてありますように、落合、河内の水源がございます。5メートル程度の浅井戸であり、まさに稲生沢川の伏流水が5メートルから7メートルのところにある、こう言ってもいいのではないかと思うわけであります。このような状態の中で、歴史的な経緯や、かつての中学校建設したところのボーリング調査や、そういうものをきっちり集めて、調査の体制を、きっちりした調査をしていかなければならないことを私は明らかではないかと思うわけであります。液状化対策や逸水対策、稲生沢川からの津波の逆流など、検討を必要な課題は多くあろうかと思うわけであります。そして、前2人の市長とも敷根案を出し、中心市街地との関連を重視したと。果たしてこの河内が中心市街地との隣接地と言えるのかどうなのか。やはり真摯に市街地の方々と膝を合わせ、話し合いをしていくという余裕や心構えが必要ではないかと思うわけであります。

そして、この経過の中では、河内は不適であるという判断を市当局は一旦はしてきているわけであります。その理由は、やはり液状化がする、中心市街地から遠く離れている、こういうことではなかったかと思うわけであります。それだけに慎重の上には慎重を重ねて、議論を進めてまいる必要があると。

こういう点から、9月議会に出せばいいんだと、この予算を通せば9月予算、9月議会が目に見えていると、このようなことであってはいけないと私は考えるものであります。

次に、中学校の統廃合を含めました教育問題の問題点が、非常に多く指摘せざるを得ないと思うわけであります。

1つは、公民館行政でございますが、中央公民館を残し、公民館6つだったですか、これを全て廃止をしていく、このような方針は見直しをすべきであると思います。この方針が長らく立てられ、一部各地区に集会所として提供する、もらい受ける、こういう事態は出てきておりますが、吉佐美やその他の地区を含めまして、そのような状況は見えないというのが実態ではないかと思うわけであります。市民に受け入れられる案につくりかえていくということが必要かと思いますが、そのような予算が、また方向が予算上も打ち出されていないということであります。

2点目は、田牛青少年海の家のある方が明確になっていないと。ただ放置している。何ら

かの区長さんに管理費だけを払っているという事態が、長く続いているのではないかと思います。

スポーツ振興の観点から、女子マラソン、三島下田間の提案を市長はされていたかと思いますが、これらの調査や実現するための手続予算は一切措置されていない。

また、中学校1校化は再編整備との意見とも違うところが私はあると思うわけであります。この再編整備の審議会の意見は、稲生沢、稲梓中学を統合し、3校でとりあえず行くという、これを1校にしてしまうと大変乱暴な案が今予算措置され、進められようとしているのではないのでしょうか。私は、1校化には大きな疑問があると、こういうことから反対をせざるを得ないと思います。

そして庁舎とともに、図書館も整備をしていかなければならない。図書館審議会の審議委員、報酬4万円だけの予算措置しかされていないわけであります。どのような形で、図書館の建設を進めてまいるのか、それを検討する場所もきっちりと決められていない予算ではないでしょうか。

さらに6020事業、奨学振興事業、英語検定の推進補助金であります。中学1年生全ての生徒に5級を受けさせる、こういうことですが、授業ではなく土曜日や日曜日、あるいは時間外に筆記試験、ヒアリング、リスニングというんですか、スピーキングというんでしょうか、聞き取りを含めまして1時間を超えるようなテストを、望みもしない全ての生徒に受けさせる。やはり上から目線であって、英語を好きになるような中学校の体制を、テストを受けさせるのではなく、体制をつくることこそまず先ではないでしょうか。指導をできる先生方の体制がまさに不十分であり、教育課程の中で、きっちりした時間もとれないというのが、その実態ではないかと思うわけであります。

多くの皆さんに、中学において全く英語教育が必要でないという人はなかるうかと思いますが、このテストが必要であるかどうかは、多くの方々が疑問を持つところであろうと思います。既に必要だと思える人は、自ら5級なり4級、あるいは3級等の試験を受けているというのが実態ではないかと思います。4級も3級も受けている方を一律に、また5級を特定の時間をとって受けさせるなど、まさに官僚的な物事のやり方であると、こう言わざるを得ないと思うわけであります。

ぜひとも、下田の中学生を、下田っ子を育てる、こういう姿勢で教育行政を進めていただきたい。これらの執行は、やはり停止をするなり組み替えるなりすべき課題であると思えるわけであります。

次に、学校給食センター方式となりました。株式会社レクトンに委託され、平成28年度から運営がされ、直営の4つの共同調理場、単独調理場は廃止がされてまいったわけでありませう。平成27年度において、このセンター方式、直営でやるべきか、民間でやるべきかの議論が市民の中から起きてまいりました。市当局は、これは民間委託したほうが民間のノウハウを利用でき、安く安心・安全の給食体制が実現できる、こう述べてまいったわけでありませう。この比較表のとき、7,200万円でできる、こう申し述べたと思うわけでありませう。

しかし、29年度予算は8,788万7,000円、1,500万余りも増額となっているわけでありませう。その原因は、電気量の見込み増、あるいは臨時職員1人を何らかの理由で伝達等の事務のために雇わなければならない、こういうことで1,500万増えたと言っているわけでありませうが、まさにこれは、27年度におけるところの比較論そのものを台なしにしてしまう結果になっているのではないかと思うわけでありませう。

当初7,200万で済むと言ったのなら、7,200万で済むような努力を今後どう続けてまいるのか、その責任をどう果たしていくのか、真剣に取り組んでまいる課題ではないかと思うわけでありませう。

さらに続けさせていただきますと、無駄遣いをやめていただきたいということでございませう。5250事業、都市公園維持管理事業、敷根公園の指定管理料7,013万等、あるいは1900事業、市民文化会館、いわゆる振興公社への委託事業、あるいは総合福祉会館、社会福祉協議会への委託事業、これらを通じて800万を超える消費税を下田市は払っている。そして29年度も払い続けるんだと。払わなくて済むような仕組みが、既に豊田市に視察に行く、あるいは長野の駒ヶ根市に行くと、こういう調査をしているにもかかわらず、税務署と相談することもせず放置をしている、このような予算執行、あるいは行政執行は直ちに改めていただかなければならない。800万円ものお金があれば、市民に多くの事業やサービスを提供できると私は思うわけでありませう。

さて、議論になりました3104事業、オリーブのまちづくり事業でございませう。1,200万円のこの災害復旧技術支援労務、まさに職員泣かせの事業であると。経験もない、適地の土壤もない、こういう中で、失敗しないほうが不思議だと思われるような形態で、この事業は執行すべき事業ではないと。立ちどまってもう一度検討して、成功できるような手だてを明らかにして進めるべきであると。7年もの長期の期間が必要なこの事業が、3年単位しかいない職員に担当させて、どうして成功するのか。そして、現在の状況の中で、火山灰地等を含めましたオリーブに適した土地が、果たしてこの下田市にあるのでしょうか。選定をした

大賀茂地区、あるいは吉佐美地区は、その適地だという保証はどこにもないのではないかと
思うわけであります。

さらに、循環型社会をどうつくってまいるのが、今日の大きな課題の一つではないかと思
います。政府も中央環境審議会においても、廃棄物リサイクル行政の目的は、これまでの
公衆衛生の向上や公害問題の解決から、循環型社会の形成と変遷をしてきていると、各市町
村においてダイオキシン類の対策を含めた公害問題を克服し、公衆衛生を確保するという意
味においては、一般廃棄物の処理体制は全国的には概成しつつあるが、循環型社会の形成に
向けての動きは始まったばかりであると、こう言っているわけであります。

こういう状態の中で計画がつくられてまいって、3町の共同の焼却場をつくろうと、こ
ういう案、予算措置がされているわけでありますが、業者に委託してこの計画をつくるなど、
まさに紙に書いた文字をつくるだけのことである。まちづくりの観点からいえば、ごみの収
集、分別収集は市民の協力がなくて、きれいなまちやりサイクル・リユースができるはずが
ないと思うわけであります。市民とともに、あるいは知恵者が必要なら知識を持つ人を雇っ
て、市民とともにこの計画をつくり上げていく、こういう姿勢こそ必要ではないでしょうか。
市が取り組まれているこの計画づくりが、国や県の補助金を得て計画書という書面をつくれ
ばいいと、こういう形で進んでまいっているのではないかと思います。

15年を1スパンとした計画が、この本年度の計画づくりになるわけであります。ぜひとも、
一番最初の福井市政のあり方が、本当に市民とともにいい下田市をつくっていく、こ
ういう姿勢を打ち出していただくためにも、これらの予算の執行の停止、あるいは見直しが私は必
要であると、こういうことから、29年度のこの一般会計当初予算に反対をするものでありま
す。

議長（森 温繁君） 討論の途中ですが、ここで休憩をとりたいと思います。

1時20分まで休憩いたします。

午後 0時16分休憩

午後 1時20分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、第24号の討論を続けます。

次は、賛成意見の発言を許します。

4番 滝内君。

〔 4 番 滝内久生君登壇 〕

4 番（滝内久生君） 議第24号 平成29年度下田市一般会計予算について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものであります。一般会計予算は、市長が市民の負託を受け、その責務を果たすためのもととなるものであります。その範囲は広範囲に及ぶもので、厳しい財政状況の中、最大限の効果を発揮し、責務を全うするとして編成された当初予算であります。

異なった考え方があり、それを否定するものではありませんが、市民の負託を受けた市長が方針を打ち出し、提案された一般会計予算の内容は、行政運営上妥当なものであります。特に庁舎建設でありますけれども、庁舎建設は早急にすべきことは喫緊の課題であります。いち早く建設すべきであります。また、市民への負担を最小限とすべきもので、緊防債の活用は当然であります。市民及び議会へ説明するために最小限必要な調査費であることは、誰もが理解するものであります。

よって、議第24号 平成29年度下田市一般会計予算に賛成するものであります。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔 賛成者起立 〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第24号 平成29年度下田市一般会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第25号 平成29年度下田市稲梓財産区特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第25号 平成29年度下田市稲梓財産区特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第26号 平成29年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算を討論に付します。まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第26号 平成29年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第27号 平成29年度下田市公共用地取得特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第27号 平成29年度下田市公共用地取得特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第28号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第28号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第29号 平成29年度下田市介護保険特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第29号 平成29年度下田市介護保険特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第30号 平成29年度下田市後期高齢者医療特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第30号 平成29年度下田市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告どお

り、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第31号 平成29年度下田市集落排水事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第31号 平成29年度下田市集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第32号 平成29年度下田市下水道事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第32号 平成29年度下田市下水道事業特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第33号 平成29年度下田市水道事業会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第33号 平成29年度下田市水道事業会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

発議第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は、日程により、発議第2号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番 増田 清君。

〔11番 増田 清君登壇〕

11番（増田 清君） それでは、発議第2号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成29年3月17日提出。

提出者、下田市議会議員、増田 清。以下敬称を略させていただきます。賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく大川敏雄、同じく進士濱美、同じく伊藤英雄、同じく橋本智洋。

初めに、提案理由について申し上げます。

下田市課設置条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管事項の一部を改正するものでございます。

次に、条例の一部改正の内容についてご説明いたします。

説明は、下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての説明資料により説明させていただきます。

説明資料をお開きください。

左が改正前、右が改正後で、アンダーライン部分が今回改正するところになっております。改正点は、委員会条例第2条関係の別表を改正するものでございます。別表は常任委員会の名称、委員定数及び所管について定められているものでございます。内容は、別表の総務文教委員会の項中、「企画財政課」を「統合政策課」に、「地域防災課」を「防災安全課」に改めるものでございます。

2枚目をお開きください。

附則でございますが、この条例は平成29年4月1日から施行するとしたものでございます。

以上で、発議第2号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

議長（森 温繁君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ご苦労さまでした。席にお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議がないものと認めます。

よって、発議第2号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

発議第3号及び発議第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は、日程により、発議第3号 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書の提出について、発議第4号 精神障害者の交通運賃割引に関する意見書の提出について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番 増田 清君。

〔 11番 増田 清君登壇 〕

11番（増田 清君） それでは、意見書2件につきまして順次説明させていただきます。

なお、提出者、賛成者につきましては、一括して最後にご報告させていただきます。

発議第3号 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書を別紙により、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣に提出するものとする。

平成29年3月17日提出。

提案理由。

無料公衆無線LAN環境の整備促進を求めるため。

無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、通信環境の整備、とりわけ無料公衆無線LAN環境の整備は喫緊の課題となっております。

2014年度に観光庁が行った「平成26年度訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査結果」によると、旅行中最も困ったこととして、無料公衆無線LAN環境が30.2%と最も高く、特に公共施設や観光施設におけるWi-Fi環境の普及や利用手段の簡便性の面での課題が指摘されております。

政府は、防災の観点から、2020年までに約3万カ所のWi-Fi環境の整備を目指しており、また空港や駅、鉄道、宿泊施設など人が多く出入りする場所には、民間での設置を働きかけております。

Wi-Fi環境の整備促進は、インバウンドのさらなる増加だけでなく、防災拠点となる公共施設等の災害時における通信手段の確保にも大きく貢献することから、以下の項目について強く要望いたします。

記。

1．鉄道・バス等の等の公共交通機関やホテル・旅館等の宿泊施設などの民間施設に対するWi-Fi整備支援事業を一層拡充すること。

2．日本遺産・国立公園等の観光拠点や観光案内所におけるWi-Fi環境の整備を一層促進し、観光地の機能向上や利便性向上を図ること。

3．防災の観点から、避難所・避難場所の学校、市民センター、公民館等の防災拠点や、

博物館・自然公園等の被災場所として想定される公的拠点へのWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体に対して、財政的支援措置を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月17日。

静岡県下田市議会。

続きまして、発議第4号 精神障害者の交通運賃割引に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、発議第4号 精神障害者の交通運賃割引に関する意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣に提出するものとする。

平成29年3月17日提出。

提案理由。

精神障害者の交通運賃割引を求めるため。

精神障害者の交通運賃割引に関する意見書。

障害者に対する交通運賃割引は、身体障害者については旧国鉄時代の昭和25年から、身体内部障害者は平成2年から、知的障害者は平成3年から実施されてきました。

運賃割引を実施している交通機関等事業種は、現在、JR、民間鉄道、航空、旅客船、バス、タクシーのほかに高速道路に及んでいます。

しかし、精神障害者については、平成9年から10年当時、精神障害者家族の全国団体が主としてJR運賃割引を求めて大規模な署名運動を実施していますが、割引は実現せず、以後、全国的に一部の路線バス、民間鉄道などが割引を行うようになったものの、精神障害者を除外するという差別の体制は基本的に変わっていません。

精神障害者家族会の全国組織である全国精神保健福祉会が実施した精神障害者に対するアンケート調査結果によると、精神障害者の1カ月の平均収入は約6万円、そして無年金者は約20%に上がりました。そして、交通費の負担が大変なため「作業所に行くのをやめた」「どこにも出かけないようにしている」「外出は自転車で行ける範囲」という深刻な事態が明らかになりました。

近年、障害者関係の法制は集中的に整備され、とりわけ平成26年2月に政府が批准した国際法・障害者権利条約はその第20条で「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時期に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること」と明記し、第4条で「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するため

の全ての適当な処置をとること」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」とうたっています。

交通機関事業者が運賃の障害者割引制度から精神障害者だけを除外することは、いかなる言い分を持ち出そうと正当化することができない不当差別であります。そして、このような理不尽に対する是正指導は政府・行政の責任であります。事業者も行政も、それらを怠ることは、上記の障害者権利条約に照らしても、明らかに反することと言わなければなりません。

したがって、精神障害者にも、身体障害者及び知的障害者と同等に交通運賃割引が速やかに実現するよう、万全の施策を講ずるべきであると考えます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年3月17日。

静岡県下田市議会。

以上2件、提出者、下田市議会議員、増田 清。以下敬称を略させていただきます。賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく大川敏雄、同じく進士濱美、同じく伊藤英雄、同じく橋本智洋。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（森 温繁君） 発議第3号から発議第4号までについて提出者の説明を終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、発議第3号 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑がないものと認めます。

次に、発議第4号 精神障害者の交通運賃割引に関する意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑がないものと認めます。

発議第3号から第4号についての質疑は終わりました。

提出者は自席にお戻りください。ご苦労さまでした。

次に、発議第3号 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書の提出についてをお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議がないものと認めます。

よって、発議第3号 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第4号 精神障害者の交通運賃割引に関する意見書の提出についてお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議がないものと認めます。

よって、発議第4号 精神障害者の交通運賃割引に関する意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委員会委員長から議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長の申し出のとおり議会閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議がないものと認めます。

よって、議会運営委員会所管事項調査については、議会閉会中の継続調査に付することにより決定いたしました。

議長（森 温繁君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

市長（福井祐輔君） 皆様、どうも長い間の審議ありがとうございました。皆様からのご意見は真摯に受けとめさせていただきまして、中には真摯に受けとめられない意見もありましたけれども、しっかりと下田市の発展のために、また下田市民の幸せのために適正に執行していきたいというふうに考えております。ありがとうございました。

これが本文ではなくて、異動の報告をいたします。

人事異動は組織の改編を含めまして、12名の大異動となります。そして、退職される方が全部で、中途退職を含めまして16名いまして、採用が再任用を含めまして13名に上ります。そして、派遣でございますが、合計2名に上りまして、1名は静岡県の後期高齢者医療広域連合1名、そして、今度4月1日から新しくなります社団法人、美しい伊豆創造センターに1名、都合2名が派遣となります。そして、県との人事交流、これは1名ずつ継続していきたいというふうに思っております。また、竹田参事が県から割愛でいただいておりますが、彼も継続をしていきたいというふうに考えております。

そして、これは重要な人事異動でございますけれども、重鎮の4名の課長がこのたび定年で退職されるようになりました。その4名といたしますのは、上下水道課長の日吉金吾氏でござ

ざいます。40年間在職されました。そして、学校教育課長の峯岸 勉氏でございますが、37年間奉職されました。そして、福祉事務所長の楠山賢佐氏でございますが、同じく37年間奉職しております。次に、総務課長の稲葉一三雄氏でございますが、38年間奉職をして、このたび定年退職を迎えることになりました。それぞれ4名の課長からご挨拶をさせたいと思いますので、よろしくご拝聴のほどをお願いします。

議長（森 温繁君） 次に、この3月31日をもって退職されます上下水道課長、日吉金吾君、学校教育課長、峯岸 勉君、福祉事務所長、楠山賢佐君、総務課長、稲葉一三雄君の4名より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

上下水道課長（日吉金吾君） お時間をいただきまして恐縮でございますが、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま市長からご紹介されましたように、私は昭和52年に奉職いたしまして、ちょうど40年間勤務させていただきました。私の場合は、技師職ということでありましたので、最初は建設課、そして産業課、水道課、下水道課と、そういった事業課を回ってまいりました。仕事の内容は主に工事内容でございましたけれども、上下水道課長になりまして、施設の更新事業ですとか、水道事業の拡張事業に取り組んでまいりましたが、いろいろと課題はあります。それにつきましては、次の課長に引き継いでいきたいと思っています。

また、議会の中では、ご答弁につきましては、答えられなかった部分もありますので、その辺については、ご勘弁いただきたいと思いますが、これからまた皆さんからお助けいただきまして、やっていきたいと思っております。

最後になりますが、議会のますますのご発展と議員の皆様のご健勝をお祈りいたしまして、最後の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

学校教育課長（峯岸 勉君） 失礼します。貴重なお時間を拝借します。

私、峯岸は、平成23年6月議会からこの29年3月議会まで、この議場に足を運ばせていただきました。お祭り流に言いますと、格好よく宮入りと言いたいんですけども、長いのはねこみがようやく終わって、肩がわりができるのかなと、そういう気持ちであります。議会という場を通じて、貴重な経験を積ませていただいたことを感謝申し上げる次第であります。

以上、貴重な時間を拝借しました。（拍手）

福祉事務所長（楠山賢佐君） 失礼します。貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

私、福祉事務所長、また税務課長として4年間、議会のほうの答弁をさせていただきますし

た。税務課のほうでは固定資産税の課税誤謬の関係、また税条例の改正の関係と、福祉事務所のほうでは子育て、子ども医療費の無料化、また生きがいプラザの廃止等についてご説明をさせていただいたものが主なものではないかというふうに思っております。

議会の中で十分な説明、またご理解、福祉なり税務の施策について、十分説明ができたか不安でありますけれども、自分なりに一生懸命議員の皆様にご理解いただけるようにお話ししたつもりであります。今後は一市民となりますので、またいろいろな面でもお付き合いもあると思いますので、よろしくをお願いします。（拍手）

総務課長（稲葉一三雄君） 貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど下で、負けずに30分しゃべってこいと言われましたので、原稿を30分用意しましたので、二、三分に短縮して読みたいと思いますので、よろしくをお願いします。

私は昭和54年に奉職しまして、何とか、大過なくという言葉は私の場合は使いませんが、何とか定年退職見込み者ということになることができました。また、課長になってから、特に総務課長就任後、議会の皆様にはいろいろとお世話になり、本当に感謝申し上げているところでございます。特に総務課長になってから、副市長不在時もありましたので、その間は皆さんに大変お世話になっております。

あと今回、執行機関に私が身を置いていたということで、ちょっと感想等も最後に述べさせていただきたいと思います。住民の代表機関で、住民全体を代表する機関である市議会の皆様に対しては、私自身大変な気遣いをしてきたと感じております。執行機関につきましては、予算や条例など議会の議決に基づいて事務事業を自らの判断と責任において、誠実に管理執行する義務を負っております。市議会と執行機関はまさに行政運営の両輪であります。市議会の皆様には、下田市の抱える諸課題につきまして、同じ住民代表である市長と共通の認識を持っていただき、後戻りすることなく、前に進める努力をしていただきたいと思います。

ここで終わろうと思ったんですけれども、この3月定例会で、議員さんの発議のときの質問とか、先ほどもあったんですけれども、ちょっと議会の中でも、ちょっとルールをしっかりとつくっていかないとまずい時期になったのかなというふうな感想をあくまでも持っております。

もう一点感想を言わせてもらえれば、ここの課長さんたちは、皆さんから一般質問があったとき、そういったときも一生懸命原稿をつくっているわけです。一応期限があるわけです。その週が明けて月曜日、火曜日には、政策会議で皆さんにちゃんと回答できるように政策会

議で議論しているわけですので、なるべく期限は守っていただくと、皆さんの仕事がやりやすくなると、効率的な職務が遂行できて、職員にも無駄な仕事をさせないで済むということになりますので、当然のこととは思いますが、ご協力をお願いしたいと思います。

最後に、今後人口が減少していくわけですが、当然市民の皆様には厳しい選択を迫ることも出てくるわけです。右肩下がりになりますので、そういったときには、やはり下田市全体、長期的なことを考えまして、ぜひ市当局を支えてほしいと思います。

下田再興のため、皆様のご協力をお願いするとともに、皆様方のますますのご健勝と、私のこの大好きな下田市をよくしていただけるようなことをお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

議長（森 温繁君） ただいまの意見を含めたご挨拶、まことにありがとうございました。お席にお戻りください。

退職される皆様方におかれましては、長年にわたり市政発展のため多大なご尽力をいただき、まことにありがとうございました。今後とも健康には十分留意されまして、ご活躍くださることをお願い申し上げます。長い間本当にご苦労さまでした。

市長、発言がありますか。

市長（福井祐輔君） 内示はこの後、これから課長会議が終わりまして、実施する予定でございます。

以上です。

議長（森 温繁君） これをもって平成29年3月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時55分閉会